

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成20年
4月15日
(火曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(三件) (環境政策課) 一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 六

准看護師養成所の指定の取消し(医務保険課) 八

保安林指定施業要件の変更(森林整備課) 八

換地処分の届出(都市計画課) 九

公有水面の埋立ての免許(港湾課) 九

道路の位置の指定(建築指導課) 九

公告

平成二十年度危険物取扱者保安講習の実施(防災危機管理課) 〇

東和都市計画公園の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課) 二

開発行為に関する工事の完了(建築指導課) 二

山口県告示第九十一号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年四月十五日から同年五月七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧

に供する。

平成二十年四月十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東洋鋼鋳株式会社
住 所 東京都千代田区四番町二番地の二
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東洋鋼鋳株式会社下松工場
所 在 地 下松市大字東豊井一三〇二番地の一
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 (t/月)	工事着手 予 定 年 月 日	工事完成 予 定 年 月 日	使用開始 予 定 年 月 日	使用時間 間隔 連 続 時 間 の 概 要
六六	一〇八	平成二〇、 五、一五	平成二〇、 一、一五	平成二〇、 一、一五	連 続 二 四 時 間 変 動 な し

備考 「六六」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十六号の電気めつき施設をいう。

排水口	排出水の性状の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
	通常最大	最大	
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	最大	排出水の一日当たりの量 (m ³)
	通常	最大	
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常	最大	排出水の一日当たりの量 (m ³)
	通常	最大	
浮遊物質 (mg/l)	通常	最大	排出水の一日当たりの量 (m ³)
	通常	最大	
鉍油類 (mg/l)	通常	最大	排出水の一日当たりの量 (m ³)
	通常	最大	
窒素 (mg/l)	通常	最大	排出水の一日当たりの量 (m ³)
	通常	最大	
燐 (mg/l)	通常	最大	排出水の一日当たりの量 (m ³)
	通常	最大	

種別	種別		項目
	処理前	処理後	
中和・凝集沈殿処理施設	七・五	六	水素イオン濃度 (水素指数)
	九・九	五・三	化学的酸素要求量 (mg/l)
還元処理施設	二・三	"	化学的酸素要求量 (mg/l)
	一・五	二・〇	浮遊物質 (mg/l)
種別	二・三	"	浮遊物質 (mg/l)
	五・六	五・一	鉍油類 (mg/l)
種別	五・九	"	鉍油類 (mg/l)
	九・四	"	窒素 (mg/l)
種別	六・二	"	窒素 (mg/l)
	一・〇・二	"	燐 (mg/l)
種別	三・八・〇・五	"	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	四・四・六・一・〇	"	汚水等の一日当たりの量 (m ³)

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種別	構造	能力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間 (日あたり)	季節的変動の概要	工事着手予定	工事完成予定	使用開始予定
						年月日	年月日	年月日
中和・凝集沈殿処理施設	コンクリート製	五〇、〇〇〇	還元	二四時間	変動なし	(既設)		
		八〇、〇〇〇	中和・凝集沈殿					

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種別	汚水等の性状の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	通常最大	最大	
六六	六	二・五	六
	九・九	二・五	
六六	一・五	二・〇	二
	二・〇	二・五	
六六	二・二	一・五	二
	一・五	一・六	
六六	三・〇	三・六	二
	三・〇	三・六	

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

(一) 種の備考は、この表について準用する。

No. 3	No. 2	No. 1
排水口	排水口	排水口
"	"	七・五
"	八〇七九	五
"	—	一三
"	二	一九
"	二	一〇
"	五	三〇
"	検出せず	五
"	検出せず	三・九
"	検出せず	六
"	検出せず	一一・三
"	検出せず	五・二
一、〇〇〇	〇	六四、四五二
一、五〇〇	〇	七六、三五六

山口県告示第百九十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年四月十五日から同年五月七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年四月十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 日本ポリウレタン工業株式会社
 住 所 東京都港区芝四丁目一番二二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名 称 日本ポリウレタン工業株式会社南陽本部第一製造所
 所在地 周南市開成町四五三〇番地
- 三 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法			
	能 (m ³ /日)	工事着手 年 月 日	工事完成 年 月 日	使用開始 年 月 日	使用時間 間隔	一日当た りの使用 時間	季節的変 動の概的 要
三七ータ	七・七	平成二〇、 五、一七	平成二〇、 六、一	平成二〇、 六、四	連 続	二四時間	変動なし

備考 「三七ータ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排出水の一日当たりの量 (m^3)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七・五	八	通 常	通 常	通 常
"	八・六	最 大	最 大	最 大
九・一	六・一	通 常	通 常	通 常
九・一	六・一	最 大	最 大	最 大
"	五	通 常	通 常	通 常
"	一〇	最 大	最 大	最 大
八・四	四・八	通 常	通 常	通 常
八・四	四・八	最 大	最 大	最 大
〇・三七	〇・一	通 常	通 常	通 常
〇・三七	〇・一	最 大	最 大	最 大
二・七	〇・二三	最 大	最 大	最 大
二二、二六七	五三、三九〇	通 常	通 常	通 常
二三、四七〇	五三、六九二	最 大	最 大	最 大

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

総合中和処理施設	種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
		処理前	処理後	
八	二	通 常	通 常	通 常
六	三	最 大	最 大	最 大
三	二	通 常	通 常	通 常
二	一六	最 大	最 大	最 大
"	一六	通 常	通 常	通 常
"	一〇	最 大	最 大	最 大
"	二〇	通 常	通 常	通 常
"	九・七	最 大	最 大	最 大
"	九・七	通 常	通 常	通 常
"	二・〇三	最 大	最 大	最 大
"	二・〇三	通 常	通 常	通 常
"	一八・〇五	最 大	最 大	最 大
"	三、三六〇	通 常	通 常	通 常
"	三、三六〇	最 大	最 大	最 大

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 ($m^3/日$)	処 理 の 方 式	間 隔 時間	一 日 当 た り の 使 用 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
コンクリート製		五、〇〇〇	中 和 連 続	二 四 時 間	変 動 な し	(既 設)			

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量(m^3)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
三七ー夕	通 常	通 常	通 常
三	最 大	最 大	最 大
三	通 常	通 常	通 常
一・二	最 大	最 大	最 大
一・二	通 常	通 常	通 常
一	最 大	最 大	最 大
二	通 常	通 常	通 常
三	最 大	最 大	最 大
三	通 常	通 常	通 常
〇・〇三	最 大	最 大	最 大
〇・〇三	通 常	通 常	通 常
七・七	最 大	最 大	最 大

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第百九十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年四月十五日から同年五月七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年四月十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 南陽化成株式会社
 住 所 東京都千代田区有楽町一丁目一番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名 称 南陽化成株式会社
 所在地 周南市開成町四五三〇番地
- 三 特定施設に関する事項

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 ($m^3/日$)	工 事 着 手 予 定 日 月 日	工 事 完 成 予 定 日 月 日	使 用 開 始 予 定 日 月 日
四六一二	四五	平成二〇、 五、一七	平成二〇、 六、一	平成二〇、 六、六
			間 隔 時 間 連 続 二 四 時 間	使 用 時 間 一 日 当 た り の 使 用 時 間 季 節 的 変 動 の 概 要
			変 動 な し	

備考 「四六一二」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	
四六一二	通 常 最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	通 常 最 大
	三	窒 素 (mg/l)	通 常 最 大
	五	磷 素 (mg/l)	通 常 最 大
	三		四 五
	五		四 五

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出		水 質		汚 染		状 態		の 値		排水の一日当たりの量 (m ³)	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大		
七	八・六	五・八	八・六	—	—	二	四	〇・七	〇・七	〇・〇一	〇・〇一	一六八	一六八

山口県告示第九十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年四月十五日から同年五月七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年四月十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東洋鋼鋳株式会社
住 所 東京都千代田区四番町二番地の二二
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東洋鋼鋳株式会社下松工場
所在地 下松市大字東豊井一三〇二番地の一
- 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
- 四 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

中和・凝集沈殿処理施設				還元処理施設				種 類	
処理後		処理前		処理後		処理前		項 目	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	通	水素イオン濃度 (水素指数)
"	七・五	"	六	"	"	"	三	常	二・三
"	九・五	"	一〇・五	"	"	"	三・八	最	二・三
"	一三	"	二〇	"	"	"	一五	大	二・三
"	一九	"	三〇	"	"	"	二三	通	二・三
"	一〇	"	一〇六	"	二〇	"	二三	常	二・三
"	三〇	"	二〇六	"	五一	"	五六	最	二・三
"	五	"	三九	"	"	"	検出せず	大	二・三
"	"	"	三・九	"	"	"	五・九	通	二・三
"	"	"	六	"	"	"	九・四	最	二・三
"	二・三	"	四・一	"	"	"	六・二	大	二・三
"	五・二	"	九・二	"	"	"	一〇・二	通	二・三
六四、四五二	六四、一五二	六四、四五二	六四、一五二	三八、〇〇五	三七、七〇五	三八、〇〇五	三七、七〇五	常	二・三
七六、三五六	七五、九九六	七六、三五六	七五、九九六	四四、六一〇	四四、二五〇	四四、六一〇	四四、二五〇	最	二・三

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

備考	七四		七四		種 類	
	変更後	変更前	変更後	変更前	項 目	
「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。	"	七・五	"	三	通	水素イオン濃度 (水素指数)
	"	九・五	"	三・八	常	化学的酸素要求量 (mg/l)
	"	一三	"	一五	最	浮遊物質 (mg/l)
	"	一九	"	二三	大	窒素 (mg/l)
	"	一〇	"	二〇	通	窒素 (mg/l)
	"	三〇	"	五二	常	窒素 (mg/l)
	"	三・九	"	五・九	最	窒素 (mg/l)
	"	六	"	九・四	大	窒素 (mg/l)
	"	二・三	"	六・二	通	窒素 (mg/l)
	"	五・二	"	一〇・二	常	窒素 (mg/l)
	六四、四五二	六四、一五二	三八、〇〇五	三七、七〇五	最	汚水等の一日当たりの量 (m³)
	七六、三五六	七五、九九六	四四、六一〇	四四、二五〇	大	

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口	項目		排水水の汚染状態の値	排水水の量 (m ³)
			変更後	変更前		
				水素イオン濃度 (水素指数)	室素	排出水の1日当たりの量 (m ³)
				化学的酸素要求量 (mg/l)	窒素	通 常
				浮遊物質量 (mg/l)	素	最 大
				鉍油類 (mg/l)	磷	通 常
						最 大
						通 常
						最 大
						通 常
						最 大
						通 常
						最 大
						通 常
						最 大
						通 常
						最 大

山口県告示第百九十五号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十一条第二号に規定する
准看護師養成所の指定を次のとおり取り消した。

平成二十年四月十五日

山口県知事 二井 関 成

名 称	位 置	指 定 取 消 年 月 日
小野田准看護学院	山陽小野田市大字東高泊一八六三の一	平成二〇、三、三一

山口県告示第百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保
安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十年四月十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
保安林の指定をする件（平成八年農林水産省告示第四百八十一号）、保安林の指
定をする件（平成八年農林水産省告示第七百十六号）、保安林の指定をする件（平
成九年農林水産省告示第六百六十二号）、保安林の指定をする件（平成十年農林水産
省告示第十六号）及び保安林の指定をする件（平成十年農林水産省告示第七百六十
九号）に定めるところ（森林法第二十五条第一項に規定する重要流域に係るものを除
く。）による。

二 変更に係る指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに下
関市農林水産部農林整備課、宇部市経済部農林水産課、萩市農林水産部林政課、光市経
済部水産課、柳井市経済部農林水産課、美祢市建設経済部農林課、山陽小野田市環
境経済部農林水産課、美東町役場及び阿東町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百九十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、小野田都市計画事業小野田日の出一丁目土地区画整理事業施行者アイナガサワ株式会社ほか一人から土地区画整理事業の施行地区について、次のとおり換地処分をした旨の届出があつた。

平成二十年四月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分の年月日

平成二十年三月十九日

二 換地処分の内容

平成二十年三月十一日認可された換地計画のとおり

山口県告示第百九十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成二十年四月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 埋立区域

(一) 位置

宇部市八王子町一四六六の七三地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点と2の地点を結ぶ平成十九年春分の満潮位（D. L. +三・八五メートル）における公有水面と宇部岬九号護岸との境界線、2の地点から8の地点までを順次結んだ線及び1の地点と8の地点を結ぶ平成十八年一月二十日付け指令平一七港湾第六九八号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +三・四八メートル）に囲まれた区域

1の地点 宇部市大字沖宇部字沖ノ山の明神町沖四等三角点（北緯三三度五五分四

一・〇四〇秒東経一三一度一四分五七・四〇五秒）（以下「基準点」とい

う。）から一〇五度〇一分三四秒一、三九七・二九メートルの地点

2の地点 1の地点から二六七度五六分五五秒七〇・〇四メートルの地点

3の地点 2の地点から三五七度五四分四一秒三・八五メートルの地点

4の地点 3の地点から八七度五四分四一秒〇・七五メートルの地点

5の地点 4の地点から三五七度五四分四一秒七・〇五メートルの地点

6の地点 5の地点から八七度五四分四一秒五七・三六メートルの地点

7の地点 6の地点から八九度二六分一七秒一・八八メートルの地点

8の地点 7の地点から八七度五四分四一秒一〇・〇三メートルの地点

(三) 面積

七五八・八八平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

宇部市八王子町一四六六の七三及び一四六六の八一地内並びに同字一四六六の七

三及び一四六六の七三地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から④の地点までを順次結んだ線及び①の地点と④の地点を結んだ線に囲まれた区域

①の地点 基準点から一〇五度二一分四六秒一、四一〇・五五メートルの地点

②の地点 ①の地点から二六七度五三分〇三秒一〇〇・二五メートルの地点

③の地点 ②の地点から三五七度五四分四一秒五三・五六メートルの地点

④の地点 ③の地点から八七度五四分四一秒一〇〇・二三メートルの地点

(三) 面積

五、三六六・七九平方メートル

三 埋立地の用途

漁港施設用地

四 免許を受けた者

宇部市常盤町一丁目七番一号

宇部市

宇部市長 藤田 忠夫

五 免許の年月日

平成二十年四月七日

山口県告示第百九十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。
平成二十年四月十五日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
下松市清瀬町三丁目四〇八の四、四一〇の二〇及び四二〇の二七	四・五〇六・〇	四二・五	一九九・二一



(二六三) 平成二十年度危険物取扱者保安講習の実施

消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十三条の二十三の規定に基づき、平成二十年度危険物取扱者保安講習を次のとおり実施します。

平成二十年四月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 受講対象者

消防法第十三条の二十三に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

二 講習の日時及び場所

(一) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習

日	時	場 所
平成二〇、七、四	午前九時から 正午まで	周南市鼓海二丁目一八の二四 財団法人周南地域産業振興センター
"	"	萩市大字江崎八七六五の一
"	"	山口県漁業協同組合江崎支店
"	"	長門市日置上二六五五の七
"	"	山口県漁業協同組合黄波戸支店
"	"	山口県民文化ホールいわくに
"	"	長門市仙崎公民館

(二) 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二条第六号に規定する特定事業所における危険物施設(一)に掲げる危険物施設を除く。(一)において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習

日	時	場 所
平成二〇、七、四	午後一時から 午後四時まで	周南市鼓海二丁目一八の二四 財団法人周南地域産業振興センター
"	"	萩市大字江崎八七六五の一
"	"	山口県漁業協同組合江崎支店
"	"	長門市日置上二六五五の七
"	"	山口県漁業協同組合黄波戸支店
"	"	山口県民文化ホールいわくに
"	"	長門市仙崎公民館

下松市大字平田四八四
中国電力株式会社下松発電所

下関市消防訓練センター

宇部市大字川上七四

山口県農業協同組合

美祢市大領町東分四一八の八
美祢勤労者総合福祉センター

山口市大手町九番六号
山口県社会福祉会館

萩市大島五の七
山口県漁業協同組合大島支店

下関市消防訓練センター

萩市三見三三三三
山口県漁業協同組合三見支店

周南市鼓海二丁目一八の二四
財団法人周南地域産業振興センター

萩市大井一九九の一
山口県漁業協同組合大井湊支店

防府市駅南町八番三〇号
山口短期大学オーブンカレッジ

柳東文化会館

萩市消防本部

長門市油谷向津具下一八七八の三
山口県漁業協同組合大浦支店

萩市大字須佐四七四〇の一〇
山口県漁業協同組合須佐支店

周南市鼓海二丁目一八の二四
財団法人周南地域産業振興センター

玖珂郡和木町和木六丁目一番二号
三井化学株式会社若国大竹工場

下松市大字平田四八四
中国電力株式会社下松発電所

周南市社会文化ホール

宇部市大字川上七四

山口宇部農業協同組合

日	時	場	所
平成二〇、七、九	午前九時から 正午まで	光地区消防組合消防本部	
二、四	午後一時から 午後四時まで	下関市消防訓練センター	
八、六	午前九時から 正午まで	光市大字光井四七二〇 武田薬品工業株式会社光工場	
二六	午後一時から 午後四時まで	周南市鼓海二丁目一八の二四 財団法人周南地域地場産業振興センター	
九、四	午後一時から 午後四時まで	光地区消防組合消防本部	
一〇	午後一時から 午後四時まで	下松市大字平田四八四 中国電力株式会社下松発電所	
一	午後一時から 午後四時まで	山口県民文化ホールいわくに	
一九	午後一時から 午後四時まで	防府市駅南町八番三〇号 山口短期大学オーブンカレッジ	
二五	午後一時から 午後四時まで	山陽小野田市消防本部	
八、一	午前九時から 正午まで	山口県民文化ホールいわくに 三井化学株式会社若国大竹工場	
二六	午後一時から 午後四時まで	周南市鼓海二丁目一八の二四 財団法人周南地域地場産業振興センター	
九、五	午後一時から 正午まで	周南市社会文化ホール	
二二	午前九時から 正午まで	玖珂郡和木町和木六丁目一番二号 三井化学株式会社若国大竹工場	
一七	午後一時から 午後四時まで	周南市鼓海二丁目一八の二四 財団法人周南地域地場産業振興センター	
三〇	午後一時から 午後四時まで	宇部市大字川上七四 山口宇部農業協同組合	
一〇、七	午後一時から 午後四時まで	宇部市大字川上七四 山口宇部農業協同組合	
二七	午後一時から 午後四時まで	山陽小野田市大字西沖五 西部石油株式会社山口製油所	
一、二〇	午前九時から 正午まで	山陽小野田市大字西沖五 西部石油株式会社山口製油所	

(二) (一)及び(二)に掲げる危険物施設以外の危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習

- 三 受講申請書の提出期限及び提出先
各講習実施日の二十日前までに、最寄りの消防本部又は山口市葵二丁目五番六九号(郵便番号七五三〇八二二) 社団法人山口県危険物安全協会連合会に提出すること。
- 四 提出書類
受講申請書
- 五 受講手数料
四千七百円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 六 その他
受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本部、山口市滝町一番一号 山口県総務部防災危機管理課(電話〇八三一九三三―二三六〇)又は社団法人山口県危険物安全協会連合会(電話〇八三一九三三―七七九九)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一六四) 東和都市計画公園の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、東和都市計画公園の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十年四月十五日

山口県知事 二井 関成

一 開催の日時

平成二十年五月十五日(木曜日)午後二時

二 開催の場所

大島郡周防大島町大字平野二六九の四四

周防大島町東和総合センター

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する東和都市計画公園九・五・一片添ヶ浜海浜公園

次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十年五月八日(木曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成二十年五月八日までの消印のあるものに限り、

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することができます。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することができます。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三―九三三―三七二五)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

柳井市南町三丁目九番三号

柳井土木建築事務所

大島郡周防大島町大字久賀五一三四

周防大島町産業建設部建設課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

(一六五) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十年四月十五日

山口県知事 二井 関成

一 工区に含まれる地域の名称

萩市大字椿東字町ヶ坪、字千人塚及び字長添(第二工区)

二 開発許可を受けた者

萩市

平成二十年四月十五日印刷
平成二十年四月十五日発行

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)